

三位一体労働市場改革には セーフティネットが必要

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

いまひとつ中身のはっきりしない岸田首相の「新しい資本主義」だが、唯一輪郭が見え始めたのは、「三位一体の労働市場改革」だ。

令和5年6月に公表された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」には、リスクリング、職務給の導入、労働移動の円滑化からなる「三位一体の労働市場改革の指針」が策定され、本格的に動き始めた。

想定されているストーリーは以下の通りであろう。今後とも賃金上昇率を維持していくためには、わが国の労働生産性の上昇が不可欠である。成熟分野・成熟産業から成長分野・成長産業へ労働移動が円滑に行われることにより、賃上げを吸収できる産業や事業構造への転換を継続していくことで生産性の向上が図れる。そのためには、デジタルやDX、さらにはAIの発達で産業構造の高度化が生じる中で知識の古くなった労働者が、リスクリング（学び直し）や能力開発を積極的に行うことで自らの人的資本を高め、成長部門や成長産業へと移動していくことが必要という道筋である。逆に言えば、継続的な賃上げが行われデフレ経済から完全脱却するためには、労働移動の円滑化による生産性の向上が

不可欠ということだ。

一方雇用の流動化の必要性は、ここ20年以上政府や有識者の間で共有されてきたにも拘わらずほとんど進んでこなかった。その理由として、雇用者は賃上げよりも安定した雇用を望み、労働組合も正規雇用者の雇用継続を優先させるなど、雇用の流動化というコンセプトに大きな抵抗があることが指摘されてきた。

つまり雇用の流動化・労働移動をスムーズに進めていくためには、雇用者が安心してリスクリングや能力開発を行えるセーフティネットの構築が必要となる。自己資本を高めるための時間の確保やその間の所得保障である。

この新しいセーフティネットは、第一のセーフティネットである失業保険と、第3のセーフティネットである生活保護の中間に位置付けられ、第2のセーフティネットと呼ばれるものである。モデルとなるのは、欧州諸国の導入する積極的労働政策で、中低所得者の経済支援策である給付付き税額控除とセットで導入され、大きな成果を上げている。

厚生労働省は、2024年度の雇用保険制度の改正に向けた議論を始めた。働き方の変化を踏まえ、労働者のリスクリングや子育て支援

を中心に制度を充実させるという方向での見直しだ。具体的には、教育訓練給付の助成率の拡大、自己都合離職時の失業手当の早期支給、週20時間以上という労働基準の引き下げなどがその内容だ。労働基準引き下げは、パートやアルバイトにも広く適用を行っていくためであるが、ネット経由で単発の仕事をするギグワーカーは個人事業者なので対象にはならない。そこで、彼らも包含できるよう「労働者性」の見直しを進めるなど求職者支援制度を抜本的に変えていくことも必要だ。

このような検討を進めていく上で最大の問題は、雇用保険の抜本的な機能拡充に必要な財源をどうするかという点だ。雇用保険は企業と労働者の保険料と国庫負担で構成されており、料率の見直しが焦点となる。コロナ禍

で膨らんだ雇用調整助成金の支払いで保険財政はひっ迫しており、安定財源の必要性が高まっている。とりわけギグワーカーまで広げるとなれば、彼らと契約をするプラットフォームに相応の負担を求める検討も必要となる。

岸田政権は、就任以来、受益と負担の議論を避け、防衛費増、少子化対策、GX移行などについてすべて財源を先送りにしてきた。さらに国債を財源に大型の経済対策を予定している。しかし円安も収まらず消費者物価が3%上昇を続けるなか、これ以上の国債発行による大規模な需要追加はインフレリスクを招く。もはや財源の議論は避けられないところに来ている。いつまでも逃げ続けられるはずはない。